

副  
本

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸外265名


被告 日本原子力発電株式会社外1名


準備書面(3)


水戸地方裁判所民事第2部 御中


平成26年12月4日


被告日本原子力発電株式会社訴訟代理人

弁護士 溝呂木 商太郎 

弁護士 山内 喜明 

弁護士 谷 健太郎 

弁護士 浅井 弘章 

弁護士 井上 響太 

## 目 次

第1	本件発電所の維持管理に係る財務基盤の確保について	4
1	保有する原子力発電所の概要	4
2	被告日本原電の経営状況	6
(1)	受電会社からの電力料収入	6
(2)	経営指標の推移	8
3	会社法及び金融商品取引法に基づく監査の実施	8
第2	本件発電所を新規制基準に適合させるための工事に要する資金等について	9

略 語 表

本件発電所

東海第二発電所

原子炉等規制法

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する  
法律（昭和32年6月10日法律第166号）

設置変更許可申請書

被告日本原電が平成26年5月20日付で原子力規  
制委員会に対し提出した東海第二発電所に係る発電  
用原子炉設置変更許可申請書

（株）

株式会社

被告日本原電は、平成25年6月27日付原告ら準備書面(2)に関し、以下、第1において本件発電所の維持管理に係る財務基盤の確保を、第2において本件発電所を新規制基準に適合させるための工事に要する資金等について述べる。

第1 本件発電所の維持管理に係る財務基盤の確保について

1 保有する原子力発電所の概要

被告日本原電は、昭和32年11月に、原子力発電所の建設、運転操作及びこれに伴う電気の供給を主たる事業目的として設立された。そして、次の時系列表記載のとおり、順次、東海発電所、敦賀発電所1号機、本件発電所、敦賀発電所2号機について、原子炉設置許可を得た後、着工し、営業運転を開始した(丙G第1号証4頁、丙G第2号証)。

日付	東海発電所	敦賀発電所 1号機	本件発電所	敦賀発電所 2号機
昭和34年3月	設置許可申請			
昭和34年12月	設置許可			
昭和35年1月	着工			
昭和40年10月		設置許可申請		
昭和41年4月		設置許可		
昭和41年4月		着工		
昭和41年7月	営業運転開始			
昭和45年3月		営業運転開始		
昭和46年12月			設置許可申請	
昭和47年12月			設置許可	

昭和48年 6月			着工	
昭和53年11月			営業運転開始	
昭和54年 3月				設置変更許可 申請
昭和57年 1月				設置変更許可
昭和57年 4月				着工
昭和62年 2月				営業運転開始

このうち、本件発電所について、被告日本原電は、昭和46年12月21日に、内閣総理大臣に対し、昭和52年法律第80号による改正前の原子炉等規制法23条に基づき、原子炉設置許可申請を行い、これを受けて、内閣総理大臣は、同法24条1項各号所定の要件への適合性について原子力委員会に意見を求めた（同条2項）。同委員会は、同項3号に規定する原子炉を設置するために必要な経理的基礎があるとの許可基準に適合しているか否かの審査を行い、昭和47年12月22日に、内閣総理大臣に対し、「この原子炉の設置に要する資金は、自己資金、社債、日本開発銀行を含む国内金融機関からの借入れ等により調達する計画となっており、申請者の総合的経理能力および原子炉設置のための資金計画からみて、原子炉を設置するために必要な経理的基礎があるものと認める。」との意見を付して、上記申請について、同法24条1項各号所定の許可基準に適合しているものと認める旨答申した（丙G3号証2頁）。内閣総理大臣は、上記答申を尊重し、（同条2項）、かつ、あらかじめ通商産業大臣の同意を得た（同法71条1項）うえで、同月23日、同法23条1項に基づき、被告日本原電に対し、原子炉設置許可処分をしたものである。被告日本原電の保有する他の原子力発電所についても同様

に、原子炉設置許可処分に係る審査において、国により、被告日本原電に必要な経理的基礎が備わっていることが確認されている。

被告日本原電は、平成10年3月に東海発電所の営業運転が終了したことを受け、平成13年6月にすべての燃料の搬出を完了し、同年12月に廃止措置に着手している。これにより、現在、営業運転している原子力発電所は、敦賀発電所1号機、本件発電所及び敦賀発電所2号機の3機である（丙G第1号証4頁、丙G第2号証、丙G第4号証）。

## 2 被告日本原電の経営状況

### (1) 受電会社からの電力料収入

被告日本原電は、本件発電所については東京電力（株）及び東北電力（株）との間で、敦賀発電所1号機及び同2号機については関西電力（株）、中部電力（株）及び北陸電力（株）との間で、各発電所の営業運転開始に先立って、それぞれ基本契約を締結している（以下では、これらの基本契約を締結している電力会社を「受電会社」という。）。これらの基本契約においては、被告日本原電が受電会社に対し、各発電所の発生電力から運転維持に必要な電力を除いた全量を供給することなどが定められている（丙G第5号証26頁、丙G第6号証50頁、丙G第7号証36頁、丙G第8号証34頁）。被告日本原電は、これらの基本契約に従って、現在に至るまで一貫して、受電会社に対してのみ電力を供給している。

被告日本原電は、上述した電力の供給について、原則として事業年度ごとに、受電会社との間で電力供給契約を締結し、同契約に基づき、電力料収入を得ている。電力供給契約には、電気の供給量にかかわらず支払いを受ける基本料金及び電気の供給量に応じて支払いを受ける電力量料金とから成る料金並びにその他の供給条件が定められている

(丙G第1号証12頁)。また、被告日本原電は、受電会社との間で電力受給契約を締結するにあたっては、経営効率化努力を前提とした営業費に適正な事業報酬を加えた額が収入として得られるよう、受電会社との間で協議を行っている。

一方、東京電力(株)は、経済産業大臣に対し、平成24年5月11日に、電気料金の値上げ等を内容とする電気事業法19条1項の規定に基づく供給約款変更認可申請を行った。これを受けて、経済産業省により策定された「東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針」においては、本件発電所が、「契約の相手方(註:被告日本原電を指す。)との共同開発であると認められ」、「このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。」ことなどを理由として、「停止中の原子力発電所(註:本件発電所を指す。)にかかる維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用については、・・・料金原価に算入することを認めることが適当である」とされている(丙G第5号証22～23頁)。上記内容を含む「東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針」は、同年7月20日に行われた「物価問題に関する関係閣僚会議(内閣官房長官主宰)」において了承され(丙G第9号証)、経済産業大臣は同月25日に上記申請を認可した(丙G第13号証)。

さらに、東北電力(株)の供給約款変更認可申請に係る審査においては本件発電所が、関西電力(株)及び中部電力(株)の各供給約款変更認可申請に係る審査においては敦賀発電所1号機及び同2号機が、それぞれ被告日本原電との共同開発であると認められ、上記各社には、

各原子力発電所を安全に維持管理する費用や将来の稼働に向けた投資に要する費用について、自社電源同様、負担する義務があるとされている（丙G第6号証45頁，丙G第7号証33頁，丙G第8号証30頁，丙G第10号証，丙G第11号証，丙G第12号証）。経済産業大臣は、上記各社の供給約款変更認可申請をいずれも認可している（丙G第14号証，丙G第15号証，丙G第16号証）。

## (2) 経営指標の推移

被告日本原電は、本件発電所の営業運転開始以来、おおむね各事業年度において、当期純利益を計上している。直近10事業年度の被告日本原電の主な経営指標は、別表のとおりである（丙G第1号証3頁，丙G第17号証3頁）。

なお、第55期（平成24年3月）は、東日本大震災によって被災した資産（茨城県那珂郡東海村に所在する東海発電所、本件発電所及び研修施設の各一部であり、被災した主な施設は、港湾設備等である。）の復旧に充てる費用等を災害特別損失として計上したことに加え、税制改正に伴って法人税等調整額に繰延税金資産の減少を反映したため、12年ぶりに当期純損失となった。これに対し、第56期（平成25年3月）及び第57期（平成26年3月）は、平成23年5月以降本件発電所を含めた保有する原子力発電所すべてが停止しているとの状況のもと、業務各般にわたる徹底した合理化、効率化の推進により、諸経費の縮減に努め、当期純利益を計上している（丙G第1号証3頁，7頁）。

## 3 会社法及び金融商品取引法に基づく監査の実施

上記2で述べたとおり、被告日本原電は、本件発電所の営業運転開始以来、おおむね各事業年度において当期純利益を計上している。そして、



被告日本原電の経営状況を反映した計算書類ないし財務諸表については、各事業年度において、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けている。

すなわち、被告日本原電は、会社法436条2項1号の規定に基づき、事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について、監査を受けている。この監査において、会計監査人は、被告日本原電の作成した上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、対象となる期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの監査意見を表明している（丙G第18号証32頁）。

また、被告日本原電は、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について、監査を受けている。この監査において、監査法人は、被告日本原電の作成した上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、対象となる事業年度末の財政状態及び事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの監査意見を表明している（丙G第1号証93頁）。

## 第2 本件発電所を新規制基準に適合させるための工事に要する資金等について

被告日本原電は、本件発電所について、原子力規制委員会が定めた新規制基準を踏まえた検討を行い、平成26年5月20日付で、同委員会に対して設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請を

行った。そして、設置変更許可申請書には、本件発電所を新規制基準に適合させるための工事に要する資金の額として約430億円を見込み、これを自己資金及び借入金により調達する計画としている旨記載している（設置変更許可申請書の「添付書類三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類」3-1頁）。

現在、原子力規制委員会において上記各申請に係る適合性審査が行われているが、先行する他の原子力発電所の審査の実例に照らすと、今後、様々な審議が重ねられることが予想される。被告日本原電は、その審査の状況を踏まえて、本件発電所を新規制基準に適合させるための各種の工事の内容、工期、費用等を検討し、補正申請を行うなどの対応をとることとなる。したがって、本件発電所を新規制基準に適合させるための工事については、その資金の額を含め、現時点においていまだ確定はしていない。なお、原子力規制委員会は、今後、適合性審査を通じて、被告日本原電による設置変更許可申請が原子炉等規制法43条の3の8第2項が準用する同法43条の3の6第1項2号に規定する許可の基準に適合しているかどうかを判断することとなる。

以 上

別表 直近10事業年度の被告日本原電の主な経営指標

(単位：百万円)

	第48期 (平成17年 3月)	第49期 (平成18年 3月)	第50期 (平成19年 3月)	第51期 (平成20年 3月)	第52期 (平成21年 3月)	第53期 (平成22年 3月)	第54期 (平成23年 3月)	第55期 (平成24年 3月)	第56期 (平成25年 3月)	第57期 (平成26年 3月)
売上高	173,509	149,581	155,655	178,418	149,306	144,516	174,273	145,276	151,988	124,818
経常利益	1,475	1,408	2,841	3,512	4,323	3,871	12,762	7,598	1,612	7,230
当期純利益 又は 当期純損失(△)	1,001	553	1,961	2,117	2,736	2,341	575	△13,501	309	427
純資産額	165,883	166,455	168,411	170,511	173,093	175,579	176,072	162,646	162,946	163,365
総資産額	582,873	595,417	625,436	648,729	661,413	684,581	807,190	855,125	915,925	834,580